

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業（団体営農業基盤整備促進事業（かんがい排水事業）  
諏訪地区）を行うことについて令和3年6月2日認可した。

令和3年6月11日

香川県知事 浜 田 恵 造